

薬生食輸発0702第1号  
令和3年7月2日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(インド産アーモンド加工品のアフラトキシン、スリランカ産赤とうがらしのトリアゾホス及びブルキナファソ産ごまの種子のアフラトキシン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和3年6月30日付け薬生食輸発0630第1号)により通知したところである。

今般、インド産アーモンド加工品のアフラトキシン、スリランカ産赤とうがらしのトリアゾホス及びブルキナファソ産ごまの種子のアフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

## 記

### 1. 別添1のインドの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アーモンド加工品(アーモンドを30%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10µg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を削除し、

### 2. 別添1のスリランカの項中、

製品検査の対象 食品等	条件	検査の項目	試験品 採取の 方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
赤とうがらし及 びその加工品 (簡易な加工に 限る。)	-	トリアゾホス	別表 1 の 3 に よること。	平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001号「食品 に残留する農 薬、飼料添加物 又は動物用医薬 品の成分である 物質の試験法に ついて」による こと。	基準値(0.01ppm)を超 えるトリアゾホスが 検出されるおそれ があるため。

を削除し、

3 . 別表 1 のブルキナファソの項中、

製品検査の対象 食品等	条件	検査の項目	試験品 採取の 方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
ごまの種子	-	総アフラトキシ ン(アフラ トキシンB <sub>1</sub> 、 B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の 総和)	別表 2 による こと。	平成 23 年 8 月 16 日付け食安発 0816第2号「総ア フラトキシンの 試験法につい て」によること。	総アフラトキシンが 10 µg/kgを超えて付 着しているおそれ があるため。

を削除する。